



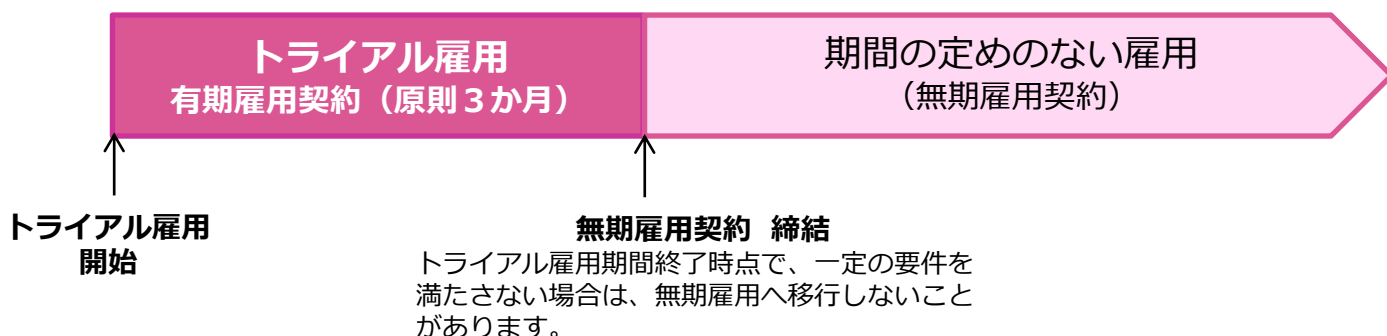
「トライアル雇用」に応募してみませんか？

「トライアル雇用」とは、働いた経験が少ないことや知識・スキル不足により就職に不安がある方などが、期間の定めのない雇用への移行を前提として、原則3か月間、その企業で試行雇用として働いてみる制度です。

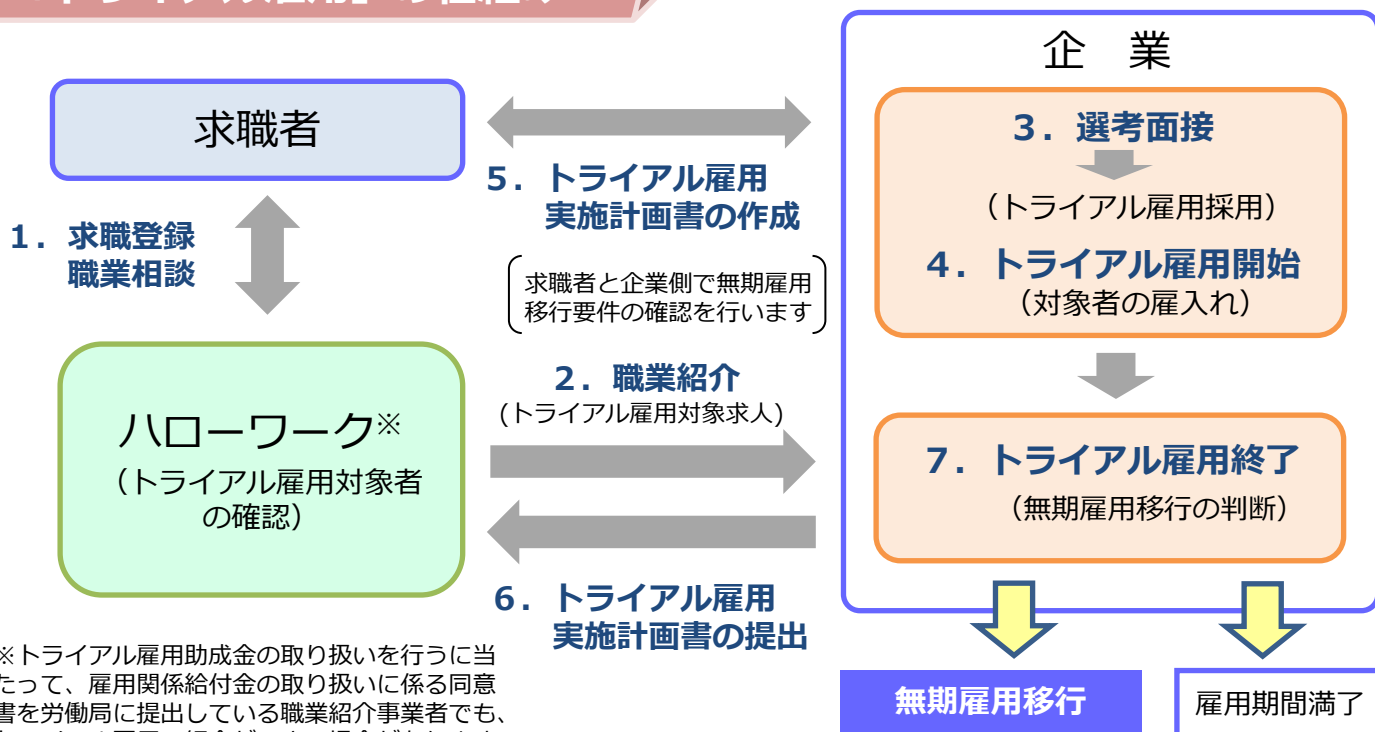
トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。

令和3年2月からは、コロナ禍の特例として、未経験職種への就職を希望する離職者の方もトライアル雇用の対象となりました。あなたもトライアル雇用に応募して、期間の定めのない雇用へチャレンジしてみませんか。

「トライアル雇用」のイメージ



「トライアル雇用」の仕組み



「トライアル雇用」の対象者は？

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日にトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※¹
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※²に就いていない期間が1年を超えている
- ④ 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³

※¹ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※² 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※³ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

紹介日が令和5年3月31日までの間は、次のすべての要件を満たした上で、紹介日にトライアル雇用を希望した場合も対象となります。

- ① 紹介日において、離職している※
- ② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。

この場合、週30時間以上の無期雇用への移行を目指すトライアル雇用のほか、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行を目指す短時間トライアル雇用を選ぶこともできます。

「トライアル雇用」のメリットは？

- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で無期雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。



トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、無期雇用へ移行しないことがあります。

<ご注意>

- ◆同時に複数のトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆トライアル雇用の選考中は、新たなトライアル雇用の紹介はできません。
- ◆求人の応募状況によっては、トライアル雇用の紹介ができない場合があります。

詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。